〇防 衛省告示第二百六十一 号

日 本国とア メリ 力合衆 国 との 間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日 本国に

お け る合 衆 玉 軍 隊 \mathcal{O} 地 位 に 関する協定 第二条 \bigcirc 規 定 によ り ア メ IJ 力 合衆 国 が 使 用 を許され る施 設 及 び 区 域 12

つい て、 共 同 使 用、 追 加 提供 及び 新規提供 が令 和三年十一月三十日次のとお り決定された。

令和三年十二月三日

防衛大臣 岸 信夫

陸上 施設

◎共 同 使用

六〇

兀

匹

キ

ヤ

ンプ

/ 瑞慶覧

宜 野

湾市

玉

有

施

設

番

号

施

設

名

所 在

地 名

所 有関係

摘

土 地 . . 約二七〇平 - 方メー

トル

要

土 地 約 八〇〇平方メ 1

ル

民有

宜野 湾 市 が 液壁工· 事 *О* 作業用地として共

施

施設番号

〇六九

別海矢臼別大演習場

北海道野付郡別海町

国 有

設

名

所

在

地

名

所有関係

要

同使用する。

使用期間:擁壁工事完了の日まで

摘

建物:: 約五〇平方メートル

工作物 . . 照明 装

置 等

国 有

練 施設とし て追加提供する。

訓

使用 期間

令和三年十二月三日から同 月十日ま

での間

必要に応じ、 仮設建物等の建設及び

取壊しのための期間

〇七五 带広駐屯地

帯広市

国 有

土地: 約二七一、〇〇〇平方メートル

工作物:下水等

国有

訓練: 施設として追加提供する。

使用 期間

令和三年十二月五日から同月九日ま

で の 間

必要に応じ、 仮設建物等の建設及び

陸上自衛隊別海矢臼別大演習場の施設の

一部を、 地位協定第二条第四項もの適用

ある施設及び区域として提供する。 この

場合において、 合衆国軍隊がこの施設及

地位協

び区域を使用している期間中は、

定の関連ある条項が 適用される。 三沢飛行場

八戸市

国 有

土地::

約一四六、〇〇〇平方メートル

国 有

訓練施設として追加提供する。

使用期間 . .

令和三年十二月五日から同月十七日

までの間

取壊しのための期間

陸上自衛隊帯広駐屯地の施設及び区域の

部を、 地位協定第二条第四項(b) \mathcal{O} 適用

ある施設及び区域として提供する。 こ の

場合において、合衆国軍隊がこの施設及

び区域を使用している期間中は、 地位協

定の関連ある条項が 適用される。

工作物 :鋪床 二〇六三 八戸駐屯地

八戸市

国 有

国 有

国 有

訓練施設として追加提供する。

必要に応じ、 仮設建物等の建設及び

取壊しのための期間

海上自衛隊八戸航空基地 の施設及び区域

の一部を、 地位協定第二条第四項 (b) の適

用ある施設及び区域として提供する。 ک

の場合において、 合衆国軍隊がこの施設

及び区域を使用している期間中

は、

地 位

協定の関連ある条項が適用される。

土地:約三二四、○○○平方メートル

建物:約一、二〇〇平方メート

ル

工作物:水道等

使用期間

令和三年十二月五日から同月十七日

までの間

二 必要に応じ、仮設建物等の建設及び

取壊しのための期間

陸上自衛隊八戸駐屯地の施設及び区域の

一部を、地位協定第二条第四項的の適用

ある施設及び区域として提供する。この

場合において、合衆国軍隊がこの施設及

び区域を使用してい

る期間中は、

地位協

定の関連ある条項が適用される。

土地:約五〇五、〇〇〇平方メートル

建物:約四、五〇〇平方メートル

国有

工作物:囲障等

国有

場

二〇六五

大和王城寺原大演習

宮城県加美郡色麻

町

国 有

国 有

訓練施設として追加提供する。

使用期間

令和三年十二月二日から同月十七日

までの間

必要に応じ、 仮設建物等の建設及び

取壊しのための期間

域の一 陸上自衛隊王城寺原演習場の施設及び区 部を、 地位協定第二条第四項もの

適用、 ある施設及び区域として提供する。

この場合において、 合衆国軍隊がこの施

設及び区域を使用してい る期間中は、 地

位協定の関連ある条項が適用される。

土地:約三七、〇〇〇平方メートル

国 有

建物:約一、三〇〇平方メート

ル

国 有

工作物:水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間:

令和三年十二月一日から同月十八日

までの間

必要に応じ、

仮設建物等

の建設及び

取壊しのための期間

陸上自衛隊霞目駐屯地の施設及び区域の

部を、 地位協定第二条第四項(b) の適用

ある施設及び区域として提供する。 この

場合において、合衆国軍隊がこの施設及

び区域を使用している期間中は、 地位協

国 有

定の関連ある条項が適用される。

土地:約四○○平方メートル

建物:約二、二〇〇平方メートル

国有

国 有

工作物:水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間:

令和四年一月十四日から同年二月五

日 までの間

必要に応じ、 仮設建物の建設及び取

壊しのための期間

陸上自知 衛 隊 健 軍 駐 屯 地 \mathcal{O} 施設及び 区域の

部を、 地位協定第二条第四項もの適用

ある施設及び区域として提供する。 この

◎新規提供

施設番号 施

六ケ所対空射

撃場

青森県上北

郡六

ケ所

玉

有

村

国 有

設

名

所

在

地

名

摘

定の関連ある条項が適用される。

び区域を使用してい

る期間中は、

地位協

場合において、

合衆国軍隊がこの施設及

所有関係

土 地 ··

約四一、〇〇〇平方メート

ルル

要

工作物 .. 通 信装置等

訓練

施設として新規提供する。

使用 期間

令和三年十二月十四日から同

月十七

日 までの間

必要に応じ、 仮設建物等の建設及び

<u>=</u> 九〇 船越地区

横須賀市

国有

国有

建物: 約三六、 〇〇〇平方メー

トル

訓練: 使用 期間:令和四年一月十三日から同 施設として新規提供する。

年

陸上自衛隊六ケ所対空射撃場、 陸上自衛

隊六ケ所対空射撃場廠舎及び陸 上 自 衛 隊

六ケ所対空射撃場 \mathcal{O} 隣接 地 *(*) 施設 及び 区

域の一 部を、 地位協定第二条第四 1項(b)の

適用 ある施設及び区域として提供する。

この 場合に お 1 て、 合衆 玉 軍 隊 が この

設及び区域を使用して 7 る期間中 は、

地

施

位協定の関連ある条項が適用される。

土地:約二、一〇〇平方メー

1

ル

取壊しのための期間

五三〇 奄美駐屯地

奄美市

二月十日までの間

海上自 衛隊船越地 区 の施設及び区域の一

部を、 地位協定第二条第四 項 (b) \mathcal{O} 適 用 あ

る施設及び区域として提供する。 この 場

合において、 合衆国軍隊がこの施設及び

区域を使用してい る期間中は、 地位協定

 \mathcal{O} 関 連ある条項 が 適用され

る。

国 有

約四、

五〇〇平方メート

ル

土 地 ··

国有

建 物

約一、

四〇〇平方メート

ル

訓 工作 練 物 施設とし 水 道等 て新規提供する。

国 有

使用 期間

令和四年一 月十四日から同年二月五

日までの間

二 必要に応じ、仮設建物の建設及び取

壊しのため期間

陸上自衛隊奄美駐屯地の施設及び区域の

一部を、地位協定第二条第四項的の適用

ある施設及び区域として提供する。この

場合において、合衆国軍隊がこの施設及

定の関連ある条項が適用される。び区域を使用している期間中は、地位協